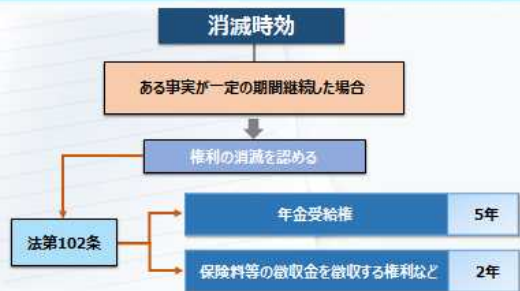


国民年金法の消滅時効



【国民年金法の消滅時効】

消滅時効とは、ある事実が一定の期間継続した場合に、事実即した権利の消滅を認める制度です。

法第102条には、年金受給権に関する消滅時効と短期消滅時効の規定が設けられています。年金給付を受ける権利は5年を経過したときに、保険料その他国民年金法による徴収金を徴収し、またはその還付を受ける権利は2年を経過したときに、時効によって消滅します。

ここでは、市町村の実務に関連する項目を中心に、消滅時効の規定を見ていきましょう。

基本権の消滅時効①



【基本権の消滅時効】

最初に、基本権（年金受給権）の消滅時効を見てみましょう。

法第102条第1項には「年金給付を受ける権利は、その支給事由が生じた日から5年を経過したときは、時効によって、消滅する。」と規定されています。

ここで「年金給付を受ける権利」とは、基本権のことを指します。5年の消滅時効の期間が定められていますが、やむを得ない理由がある場合には、国は基本権の時効を援用しない取扱いとしています。

具体的には、請求者が基本権発生日から5年を経過する前に裁定請求を行った旨、または行うことができ得なかった旨を「遅延理由申立書」により申し立

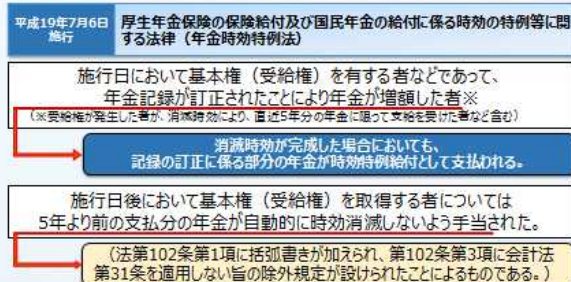
てた場合には、国は時効を援用しない取扱いとしています。

基本権の消滅時効②



なお、「時効の援用」とは、時効の利益を受ける者が、時効の利益を受ける意思を表示することをいいます。原則として、時効の利益を受ける者が、時効の完成を主張しないと時効の効果は認められません。

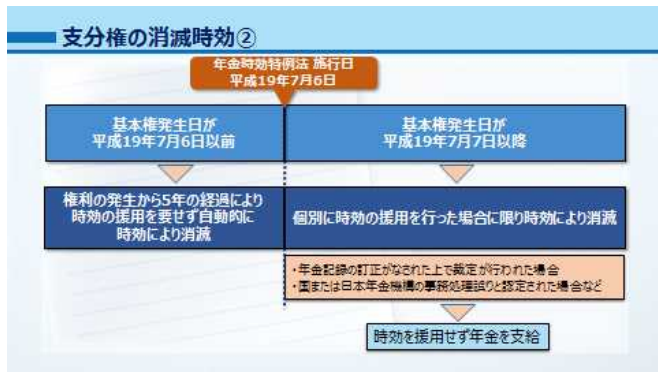
支分権の消滅時効①



【支分権の消滅時効】

続けて、支分権の消滅時効を見てみましょう。

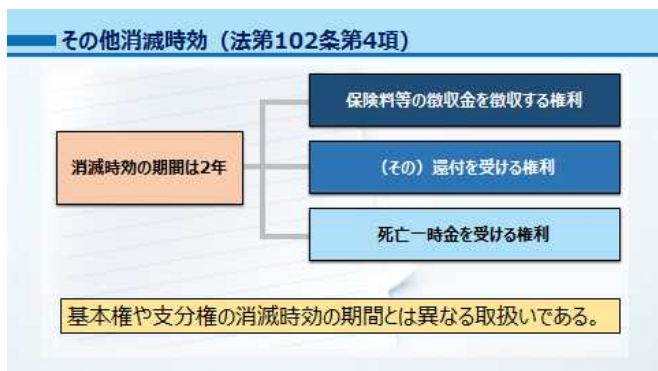
平成19年7月6日に施行された「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律」により、施行日において基本権（受給権）を有する者などであって、年金記録が訂正されたことにより年金が増額した者（または受給権が発生した者が、消滅時効により、直近5年分の年金に限って支給を受けた者など）については、消滅時効が完成した場合においても、記録の訂正に係る部分の年金が時効特例給付として支払われることになりました。また、施行日後（平成19年7月7日以降）に基本権（受給権）を取得する者については、5年より前の支払分の年金が自動的に時効消滅しないよう手当されました（これは、法第102条第1項に括弧書きが加えられ、第102条第3項に会計法第31条を適用しない旨の除外規定が設けられたことによるものです。）。



つまり、法施行前の支分権については、権利の発生から5年の経過により時効の援用を要せず自動的に時効消滅しましたが、法施行後の支分権については、個別に時効の援用を行った場合に限り時効消滅することとされました。

具体的には、年金記録の訂正がなされた上で裁定が行われた場合や、国または日本年金機構の事務処理誤りと認定された場合などには、時効を援用せず年金を支給することになりました。

この支分権の時効を援用しない基準は、通知に定められています。(『平成24年9月7日 年管発0907第6号 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付を受ける権利に係る消滅時効の援用の取扱いについて』)



【その他消滅時効】

その他消滅時効について見てみましょう。

法第102条第4項には、保険料等の徴収金を徴収する権利、その還付を受ける権利、死亡一時金を受ける権利の消滅時効の期間は2年であることが規定されています。基本権や支分権とは異なる取扱いであることに注意しましょう。



【時効の起算日】

最後に、消滅時効の起算日について見てみましょう。

消滅時効は、法律上権利を行使できるにもかかわらずこれを行使しない状態が一定の期間継続することによって完成します。したがって、「権利を行使しうるとき」から消滅時効の進行が始まります(民法第166条第1項)。この「権利を行使しうるとき」を、時効の起算点または起算日といいます。

時効の起算日②

年金の種類	消滅時効の期間	消滅時効の起算日
老齢基礎年金	5年	支給事由が生じた日の翌日※
障害基礎年金		※ 老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金の支分権については年金の支払期月の翌月の初日
遺族基礎年金		
未支給年金	5年	受給権者(死亡者)の年金の支払期月の翌月の初日
死亡一時金	2年	死亡日の翌日
脱退一時金	2年	日本に住所を有しなくなった日

年金給付について、基本権の消滅時効の起算日は受給権発生日の翌日であり、支分権の消滅時効の起算日は支払期月の翌月初日です。基本権と支分権で異なることに注意しましょう。

一時金について、死亡一時金の消滅時効の起算日は死亡日の翌日であり、脱退一時金の消滅時効の起算日は日本に住所を有しなくなった日です。

時効の起算日③

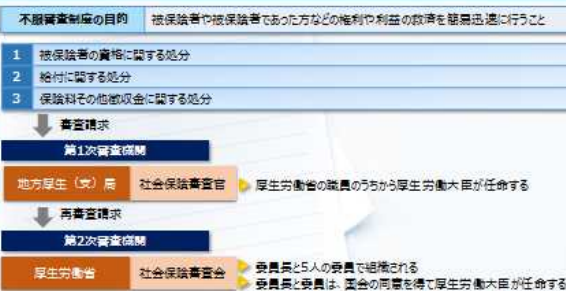
区 分	消滅時効の期間	消滅時効の起算日
保険料の徴収権	2年	納期限の翌日
保険料の還付請求権	2年	還付請求書が債権者に到達した日の翌日

民法第140条（日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りではない。）の規定により、初日は算入しないことに注意すること。

保険料について、徴収権の消滅時効の起算日は納期限の翌日であり、還付請求権の消滅時効の起算日は、還付請求書が債権者に到達した日の翌日です。

いずれも、民法第140条（日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りではない。）の規定により、初日は算入しないことに注意しましょう。

不服申立て（法第101条、101条の2）

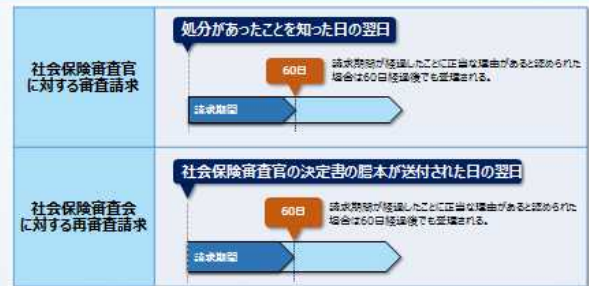


【不服申立て】

次に、不服申立てについて見てみましょう。

被保険者の資格に関する処分、給付に関する処分、または保険料その他徴収金に関する処分に不服がある場合は、社会保険審査官に対して審査請求をすることができ、その決定に不服がある場合には、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができます。国民年金法の不服審査制度は、第1次審査機関として地方厚生（支）局に社会保険審査官が置かれ、第2次審査機関として厚生労働省に社会保険審査会が置かれています。

審査請求と再審査請求の請求期間



【審査請求と再審査請求の請求期間】

ここからは、不服審査制度について、もう少し、詳しく見てみましょう。

まず、請求期間についてです。

社会保険審査官に対する審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければなりません。

さらに、社会保険審査官の決定に不服がある場合は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができます。再審査請求は、社会保険審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内にしなければなりません。

審査請求と再審査請求の手続き

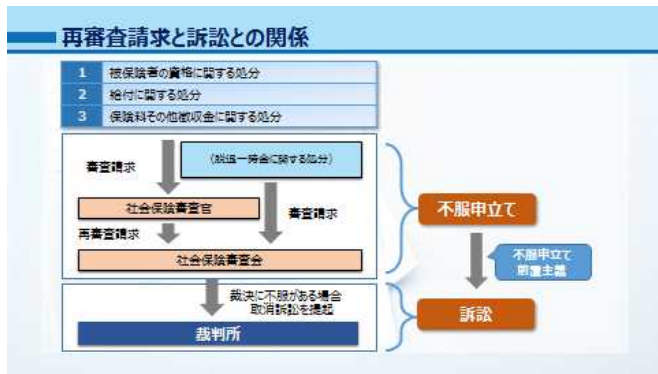


【審査請求と再審査請求の手続き】

続いて、手続きについて見てみましょう。

審査請求、再審査請求とも、文書、または口頭ですることができます。

年金事務所が行った処分に関しては、その年金事務所を管轄する地方厚生（支）局の社会保険審査官に対して審査請求をします。また、処分に関する事務を処理した年金事務所、または審査請求人の居住地を管轄する年金事務所を経由して、審査請求をすることもできます。



【再審査請求と訴訟との関係】

最後に、再審査請求と訴訟との関係について見てみましょう。

被保険者の資格に関する処分、給付に関する処分、または保険料その他徴収金に関する処分の取消訴訟は、これらの処分についての再審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができません。これを不服申立て前置主義といいます。

確認問題

問題 1 基本権の消滅時効の起算日は、「受給権の発生した日の翌日」で、支分権の消滅時効の起算日は「支払期月の翌月初日」である。

解答 ○ (法第102条第1項、民法第140条)

設問のとおり、基本権の消滅時効の起算日は、「受給権の発生した日の翌日」で、支分権の消滅時効の起算日は「支払期月の翌月初日」です。法第102条第1項と民法第140条を参照してください。

問題 2 被保険者の資格に関する処分の取消しの訴えは、その処分についての審査請求に対する社会保険審査官の裁決を経た後であれば、直ちに提起できる。

解答 ✕

被保険者の資格に関する処分の取消しの訴えは、その処分についての再審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができません。

次の問題について正しいか誤っているかを考えてください。

問題1です。

基本権の消滅時効の起算日は、「受給権の発生した日の翌日」で、支分権の消滅時効の起算日は「支払期月の翌月初日」である。

正解はマルです。

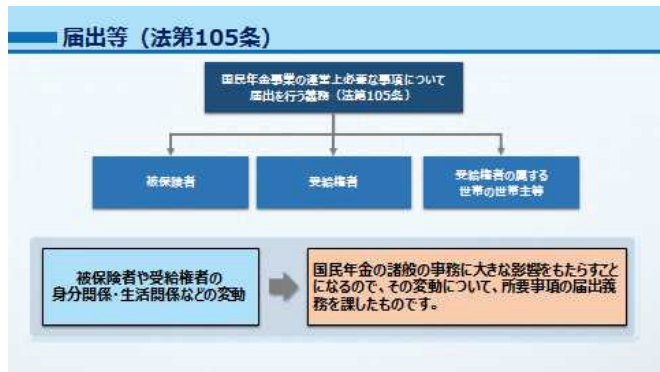
設問のとおり、基本権の消滅時効の起算日は、「受給権の発生した日の翌日」で、支分権の消滅時効の起算日は「支払期月の翌月初日」です。法第102条第1項と民法第140条を参照してください。

問題2です。

被保険者の資格に関する処分の取消しの訴えは、その処分についての審査請求に対する社会保険審査官の裁決を経た後であれば、直ちに提起できる。

正解はバツです。

被保険者の資格に関する処分の取消しの訴えは、その処分についての再審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができません。



【届出等】

次は、「届出等」です。

届出等は、法第105条に規定されています。

法第105条は、被保険者と受給権者、そして受給権者の属する世帯の世帯主等に対して、国民年金事業の運営上必要な事項について、届出を行う義務を課しています。これは、被保険者や受給権者の身分関係、あるいは生活関係などの変動は、国民年金の諸般の事務に大きな影響をもたらすことになるので、その変動について、所要事項の届出義務を課したものです。



【法第105条第1項】

それでは、法第105条を見てみましょう。

第1項は、被保険者の届出義務を規定しています。

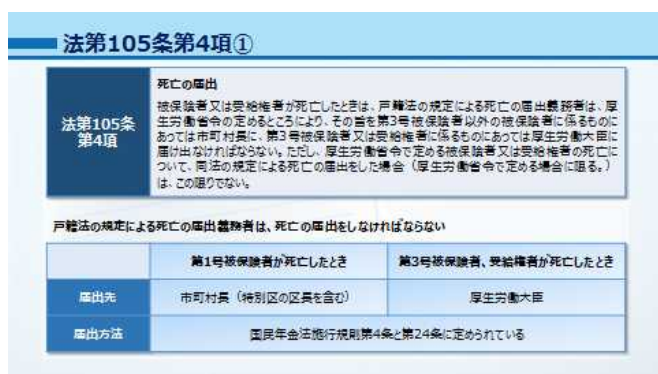
条文に「第12条第1項又は第5項に規定する事項を除く」とありますが、これは、「法第12条に規定する資格の取得および喪失、種別の変更、氏名および住所の変更に係る事項を除く（つまり、これらの事項については、法第12条で届出義務が規定されている）」という意味です。

第1号被保険者と第3号被保険者は、法第12条に規定する事項を除く厚生労働省令の定める事項を、第1号被保険者は市町村長（特別区の区長を含む）に、第3号被保険者は厚生労働大臣に届け出なければな

りません。この届出が必要な厚生労働省令の定める事項は、具体的には国民年金法施行規則に、届出の方法とともに規定されています。

また、第1号被保険者の属する世帯の世帯主は、第1号被保険者に代わって、この届出をすることができます。

なお、法第114条で、この規定に違反して、届出をしなかった被保険者や虚偽の届出をした被保険者に対しては、罰則が設けられており、届出をしない場合や虚偽の届出をした場合は、10万円以下の過料に処せられることになっています。



【法第105条第4項】

続いて、法第105条第4項について、見てみましょう。第4項は、被保険者や受給権者が死亡した場合の届出義務を規定しています。

戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、被保険者や受給権者が死亡したときは、厚生労働省令の定めるところにより、第1号被保険者が死亡したときは市町村長（特別区の区長を含む）に、第3号被保険者あるいは受給権者が死亡したときは厚生労働大臣に届け出なければなりません。この届出の方法は、具体的には、国民年金法施行規則第4条と第24条に定められています。

法第105条第4項②

平成23年7月～
受給権者の死亡の日から7日以内に戸籍法の規定による死亡の届出をした場合
日本年金機構に住民票コードが収録されている受給権者については、
直接、日本年金機構で住民基本台帳ネットワークから
本人確認情報の取得が可能となった。



ただし、平成23年7月から、受給権者の死亡の日から7日以内に、戸籍法の規定による死亡の届出をした場合に限り、日本年金機構に住民票コードが収録されている受給権者については、直接、日本年金機構で住民基本台帳ネットワークから本人確認情報の取得が可能となったため、年金事務所への「死亡届」の提出が不要となりました。

法第105条第4項③

戸籍法の規定による死亡の届出義務者

- ▶ 同居の親族
- ▶ その他同居者
- ▶ 家主、地主、または家屋もしくは土地の管理人

※同居の親族以外の親族も死亡の届出をすることができる

法第114条 死亡の届出をしなかった、戸籍法の規定による死亡の届出義務者に対しては、罰則が設けられており、死亡の届出をしない場合は、10万円以下の過料に処せられる。

ここで、戸籍法の規定による死亡の届出義務者について、補足しておきたいと思います。戸籍法の規定による死亡の届出義務者とは、「同居の親族」、「その他同居者」、「家主、地主、または家屋もしくは土地の管理人」のことですが、同居の親族以外の親族も死亡の届出をすることができることになっています。

なお、法第114条で、この規定に違反して、死亡の届出をしなかった、戸籍法の規定による死亡の届出義務者に対しては、罰則が設けられており、死亡の届出をしない場合は、10万円以下の過料に処せられることになっています。

被保険者に関する調査と資料の提供等



【被保険者に関する調査と資料の提供等】

次は、「被保険者に関する調査と資料の提供等」です。「被保険者に関する調査」については法第106条に、「資料の提供等」については法第108条に規定されています。

被保険者に関する調査①（法第106条）

被保険者に関する調査（保険者の調査権）	
法第106条	第1項 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、被保険者の資格又は保険料に関する部分に限り、被保険者に対し、厚生年金手帳、被保険者証又は収入の状況に関する事項その他の物件の提出を命じ、又は当該職員をして被保険者に調査させることができる。
	第2項 前項の規定による調査を行う当該職員は、その身分を示す証明を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

厚生労働大臣が被保険者に対し調査権を発動できる方法が3つ定められている。

- 1 国民年金手帳の提出を命じること
- 2 被保険者本人、被保険者の配偶者、世帯主、あるいはこれらの者であった者の資産や収入の状況に関する書類その他の物件の提出を命じること
- 3 厚生労働省の職員に被保険者に対して質問をさせること

【被保険者に関する調査】

法第106条は、被保険者に対する保険者の調査権を規定したものです。

先ほど、法第105条が被保険者に対して、届出義務を課していることを説明しましたが、被保険者からの届出を待つだけでは、保険者として必要な情報の確かな把握に欠けることも予想されるため、国民年金法は、第106条で被保険者に対する保険者の職権に基づく調査権を規定しています。

具体的には、被保険者の資格、または保険料に関する処分を行うため、必要に応じて、厚生労働大臣が、その職権として調査権を発動できる方法が3つ定められています。

被保険者に関する調査②（法第106条）

被保険者に関する調査（保険者の調査権）	
法第106条	第1項 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、被保険者の資格又は保険料に関する処分に関し、被保険者に対し、国民年金手帳、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主若しくはこれらの者であった者の資産若しくは収入の状況に関する書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員をして被保険者に質問させることができる。
1	国民年金手帳の提出を命じること
2	被保険者本人、被保険者の配偶者、世帯主、あるいはこれらの者であった者の資産や収入の状況に関する書類その他の物件の提出を命じること
3	厚生労働省の職員に被保険者に対して質問をさせること

1つ目は、厚生労働大臣は、被保険者に対し、「国民年金手帳の提出を命じること」ができます。2つ目は、厚生労働大臣は、被保険者に対し、「被保険者本人、被保険者の配偶者、世帯主、あるいはこれらの者であった者の資産や収入の状況に関する書類その他の物件の提出を命じること」ができます。これは、保険料の滞納処分や免除勧奨等を的確に行うためには、被保険者やその配偶者、世帯主の所得の状況を把握することが不可欠であることから、平成16年の法改正で、被保険者に対し、提出を求めることができる事項として、資産や収入に関することを含むことと、その範囲は配偶者や世帯主の資産や収入に関することを含むことが明確にされました。3つ目は、厚生労働大臣は、「厚生労働省の職員に被保険者に対して質問をさせること」ができます。

被保険者に関する調査③（法第106条）

厚生労働大臣が被保険者に対し調査権を発動できる方法が3つ定められている。

- 1 国民年金手帳の提出を命じること
- 2 被保険者本人、被保険者の配偶者、世帯主、あるいはこれらの者であった者の資産や収入の状況に関する書類その他の物件の提出を命じること
- 3 厚生労働省の職員に被保険者に対して質問をさせること

法第112条

法第106条第1項の規定による提出命令に従わない被保険者や虚偽の書類その他の物件を提出した被保険者、あるいは、職員の質問に対して答弁をしない被保険者や虚偽の答弁をした被保険者は、6月以下の懲役、または30万円以下の罰金に処せられる。

なお、法第112条に、本条に関連する罰則が設けられており、本条の規定による提出命令に従わない被保険者や虚偽の書類その他の物件を提出した被保険者、あるいは、職員の質問に対して答弁をしない被保険者や虚偽の答弁をした被保険者は、6月以下の懲役、または30万円以下の罰金に処せられることになっています。

資料の提供等（法第108条）

保険料の滞納処分や免除申請の勧奨を行う上で、対象者の資産や収入の状況を的確に把握することが必要。

厚生労働大臣は、官公署や医療保険者に対し書類の閲覧、もしくは資料の提供を求め、金融機関や被保険者の雇用主（その他の関係人）に対し報告を求めることができる。

法第109条の4

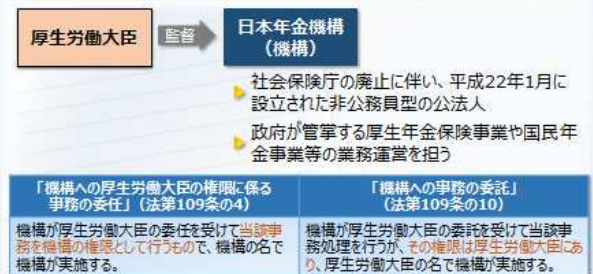
資料の提供等に関する厚生労働大臣の権限は、日本年金機構に委任されている。

【資料の提供等】

法第108条は、保険料の滞納処分や免除申請の勧奨を行う上で、対象者の資産や収入の状況を的確に把握することが必要であることから、厚生労働大臣は、官公署や医療保険者に対し書類の閲覧、もしくは資料の提供を求め、金融機関や被保険者の雇用主（その他の関係人）に対し報告を求めることができることを規定しています。

なお、法第109条の4の規定により、資料の提供等に関する厚生労働大臣の権限は、日本年金機構に委任されています。

機構（日本年金機構）への事務の委任等①（法第109条の4、第109条の10）



【機構（日本年金機構）への事務の委任等】

厚生労働大臣の権限に係る事務の一部は、日本年金機構（機構）に行わせるものとされています。日本年金機構は、社会保険庁の廃止に伴い、平成22年1月に設立された非公務員型の公法人で、厚生労働大臣の監督の下に、政府が管掌する厚生年金保険事業や国民年金事業等の業務運営を担うこととされています。機構に行わせるものとされている事務については、法第109条の4の「機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任」と、法第109条の10の「機構への事務の委託」とがあります。

機構（日本年金機構）への事務の委任等②（法第109条の4、第109条の10）

「機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任」 （法第109条の4）	「機構への事務の委託」 （法第109条の10）
機構が厚生労働大臣の委任を受けて当該事務を機構の権限として行うもので、機構の名で機構が実施する。	機構が厚生労働大臣の委託を受けて当該事務処理を行うが、その権限は厚生労働大臣にあり、厚生労働大臣の名で機構が実施する。
厚生労働大臣から権限を委任され、機構の名で実施する主な業務 ● 第1号被保険者からの届出についての市町村長からの報告の受理および第3号被保険者からの届出の受理 ● 国民年金手帳の作成・交付 ● 受給権の裁定請求の受理 ● 国税滞納処分の例による処分および市町村に対する処分の請求 ● 官公署・共済組合等、健康保険組合に対する書類の閲覧および資料の提供の求め	厚生労働大臣から事務を委託され、厚生労働大臣の名で機構が実施する主な業務 ● 国民年金原簿の記録に係る事務 ● 被保険者に対する情報の通知に係る事務 ● 受給権の裁定に係る事務 ● 年金の支給に係る事務 ● 保険料の通知に係る事務

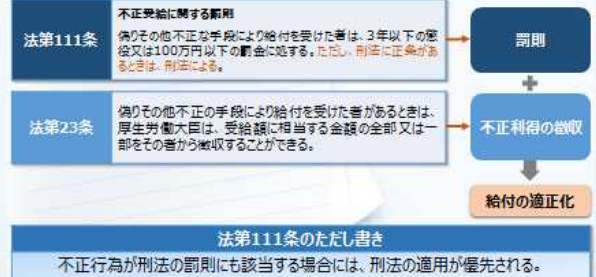
法第109条の4の「機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任」とは、機構が厚生労働大臣の委任を受けて当該事務を機構の権限として行うもので、機構の名で機構が実施しています。

具体的には、第1号被保険者からの届出についての市町村長からの報告の受理および第3号被保険者からの届出の受理、国民年金手帳の作成・交付、受給権の裁定請求の受理、国税滞納処分の例による処分および市町村に対する処分の請求、官公署・共済組合等・健康保険組合に対する書類の閲覧および資料の提供の求めなどがこれに該当します。

また、法第109条の10の「機構への事務の委託」とは、機構が厚生労働大臣の委託を受けて当該事務処理を行うが、その権限は厚生労働大臣にあり、厚生労働大臣の名で機構が実施するものです。

具体的には、国民年金原簿の記録に係る事務（その記録を除く）、被保険者に対する情報の通知に係る事務（その通知を除く）、受給権の裁定に係る事務（その裁定などを除く）、年金の支給に係る事務（一定の裁定などを除く）、保険料の通知に係る事務（その通知を除く）などがこれに該当します。

罰則（法第111条～第114条）



【罰則】

最後は、罰則です。

罰則に関しては、法第111条から第114条に規定されています。ここでは、法第111条の不正受給に関する罰則について、見てみましょう。

法第23条は、「偽りその他不正の手段により給付を受けた者に対し、厚生労働大臣は、受給額に相当する金額を徴収することができる」ことを規定していますが、法第111条は、不正利得の徴収（法第23条）という行政措置と併せて、不正受給者に対して、さらに罰則を科すことにより、給付の適正化を図ることを目的とした規定となっています。

偽りその他不正な手段により給付を受けた者は、3年以下の懲役、または100万円以下の罰金に処せられることになっています。不正受給に関しては、国民年金法で最も重い罰則が適用されます。

また、ただし書きのとおり、不正行為が刑法の罰則にも該当する場合には、刑法の適用が優先されます。

確認問題

問題 1 被保険者又は受給権者が死亡したときに、その死亡の届出をしなかった戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、20万円以下の罰金に処せられる。

解答 ✕ (法第114条第1項第4号)
設問の場合には、「20万円以下の罰金」ではなく、「10万円以下の過料」に処せられます。

問題 2 偽りその他不正な手段により給付を受けた者は、1年以下の懲役、または30万円以下の罰金に処せられることになっている。

解答 ✕ (法第111条)
不正受給に関しては、国民年金法で最も重い罰則が適用され、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。



次の問題について正しいか誤っているかを考えてください。

問題 1 です。

被保険者又は受給権者が死亡したときに、その死亡の届出をしなかった戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、20万円以下の罰金に処せられる。

正解はバツです。

設問の場合には、「20万円以下の罰金」ではなく、「10万円以下の過料」に処せられます。

問題 2 です。

偽りその他不正な手段により給付を受けた者は、1年以下の懲役、または30万円以下の罰金に処せられることになっている。

正解はバツです。(法第111条)

不正受給に関しては、国民年金法で最も重い罰則が適用され、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。